

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和5年7月18日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和5年7月18日（火）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

障害福祉課 鈴木課長、伊藤係長

3 件名

基幹相談支援センターの設置について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・専従職員に資格は必要か。その資格職は市職員にはいないのか。
→精神保健福祉士や、相談支援専門員などの資格職を考えている。
→市担当係には、精神保健福祉士等一部資格のある職員がいるが、この業務を担える相談支援専門員はいない状況である。
- ・委託とした場合、受託できる可能性のある事業者はあるのか。
→市内には指定特定相談支援事業所が6事業所あり、そのうち人員等をそろえられるのは、少数と考えている。地域要件をどうするかは検討する。
- ・後期基本計画、個別計画への記載は。
→現時点で、後期基本計画への位置づけはない。個別計画である障害福祉計画には「設置予定無」としている。令和4年の法改正で設置が努力義務とされたこともあり、令和6年度からの次期障害福祉計画に設置予定有と記載したい。
- ・新たな事業となることから、事務分掌の見直し等、総務課等とよく調整すること。
→組織や事務の位置づけについて調整する。
- ・令和7年4月開始に向けて準備すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 障害福祉課

件名	基幹相談支援センターの設置について							
現状・課題	<p>障がい児者が地域で希望する生活を送るための相談支援については、障害福祉サービスの利用児者を対象とした計画相談支援や、すべての障がい児者を対象とした相談支援がある。</p> <p>計画相談支援は、地域の相談支援事業者が担っており、事業者数や相談員数は増加傾向にあるが、事業者ごとの支援力に差が生じないよう、サポート体制の強化が必要である。</p> <p>また、すべての障がい児者を対象とした相談支援としては、市障害福祉課や、指定管理制度により障害者支援センターに相談窓口を設置しているが、障がい児者の増加により、細やかな相談支援が困難になりつつある。</p> <p>一方、基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談業務や地域の相談支援体制の強化の取組み等を行う施設として、平成24年から障害者総合支援法に位置付けられ、令和4年の法改正で、令和6年4月から、設置が市町村の努力義務とされたが、白井市では設置に至っていない。</p> <p>なお、千葉県内では令和4年10月時点で7割の市町村が設置済である。</p>							
付議事案		障がい児者の相談支援の拠点として、総合的・専門的相談を実施する。相談支援専門員の資質の向上等、地域の相談支援体制の強化を図る。						
	対応方針	<p>①令和7年度から基幹相談支援センターを設置する。</p> <p>②市民の相談の利便性を重視し、場所は市保健福祉センター内に設置する。</p> <p>③運営方法は委託とし、専門職等専従職員を配置する。</p> <p>④指定管理制度による障害者支援センターの障害者相談支援事業は、規模を縮小し、相談受付・基幹相談へのつなぎを行う。</p>						
論点(決定を要する事項)	基幹相談支援センターの設置の可否、設置場所、設置時期、運営方法について							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> 現状と基幹相談支援センター設置後の対比が分かる資料を作成すること。 事業者選定実施までに必要な職種を整理し、仕様で定めること。 							
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度上半期 庁内方針の決定 令和5年度下半期 障害福祉計画に設置を位置づけ・設置準備 令和6年度 設置準備・事業者選定・関連予算の予算化 令和7年度 基幹相談支援センターの設置 							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	有	白井市行政組織規則改正(R7.4月)		報道発表	有	プレスリリース(R7.2月)	
	議会説明	有	行政運営報告		広報・HP等	有	広報・HP(R7.4月)	
	市民参加	有	白井市地域自立支援協議会・障害福祉計画策定委員会					
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで						
参考情報	関係法令等	白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律						
	関係課							
	事業費	22,000 千円 (うち特定財源				9,900 千円)		
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

I 白井市基幹相談支援センター設置方針

- 1 令和7年度から基幹相談支援センターを設置する。
- 2 市民の相談の利便性を重視し、場所は市保健福祉センター内（白井中央地域包括支援センター南隣）に設置する。
- 3 運営方法は委託とし、専門職等専従職員を配置する。

I-1 白井市における障がい児者の相談支援の現状・課題と設置効果

- 白井市の相談支援事業者※は増加傾向にあるが、相談員が少人数の事業所が多い。事業所ごとの支援力に差が生じないように、地域自立支援協議会における事例検討や、職員による助言などにより、支援力向上の取組を進めているものの、充分とは言えず、専門的指導・助言、人材育成など、相談員をサポートする体制の強化が必要である。
- 地域自立支援協議会にて困難事例を取り扱い、相談支援事業者同士の連携強化を図っているものの、国が推奨している地域におけるグループスーパービジョンの取組が不十分である。

→ **基幹相談支援センターは、地域の相談支援事業者に対する専門的指導・助言、人材育成の役割があることから、上記の課題に対応することができる。**

- 現状、障害福祉サービスを利用していない人も含めた相談支援については、市と指定管理者が対応しているが、障がい児者の増加により、相談業務以外の業務が増加傾向にあることから、積極的なアウトリーチ・断らない支援・伴走型支援など、障がい児者に求められる細やかな相談支援が困難になりつつある。

→ **基幹相談支援センターに専従の専門職を配置することにより、障がい児者の相談支援体制の充実を図る。**

※相談支援事業者：障がい児者が障害福祉等サービスを利用する際に、課題の把握、サービス利用の計画作成、モニタリング等（計画相談支援）を行う事業者

I-2 設置場所・運営方法・開設時期・役割分担等

1 基幹相談支援センターの設置の効果・設置場所の方針に関する理由

- (1) 市保健福祉センター内に基幹相談支援センターを配置することで、障害福祉課等窓口に来所した市民にもスムーズに対応ができる。
- (2) 基幹相談支援センターの設置に伴い、指定管理業務（障害者相談支援事業）を大幅に縮小する。これにより、基幹相談支援センターが中核的な相談窓口となり、これまで不明確であった相談支援に関する役割分担が明確になる。
- (3) 地域生活支援事業国庫補助金の活用により、市の財政的負担の軽減が見込まれる。

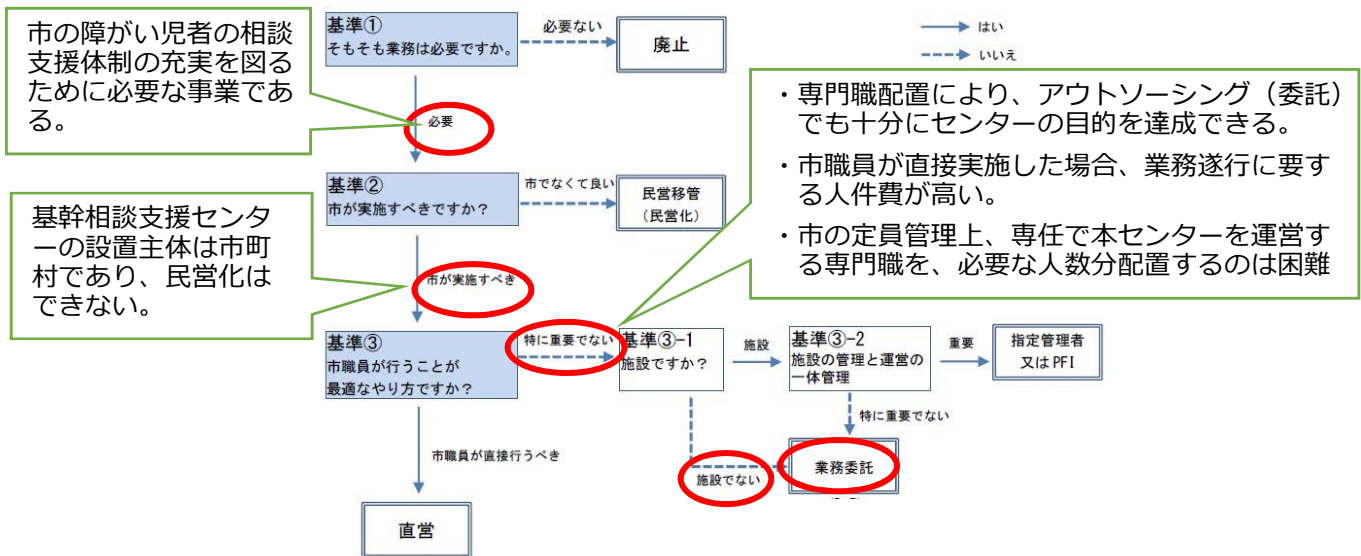
2 運営方法の方針（委託）に関する理由

基幹相談支援センターの運営は、(1)のとおり、市のアウトソーシング推進の判断基準に照らして、委託に適している。(2)のとおり、委託のメリットが大きく、かつデメリットについても設置場所の工夫により一定程度解決可能と判断される。

(1) アウトソーシング推進の判断基準

対象とする業務…「専門知識や技術を必要とするもの」に該当し、適する業務といえる。

【アウトソーシング推進の判断基準】



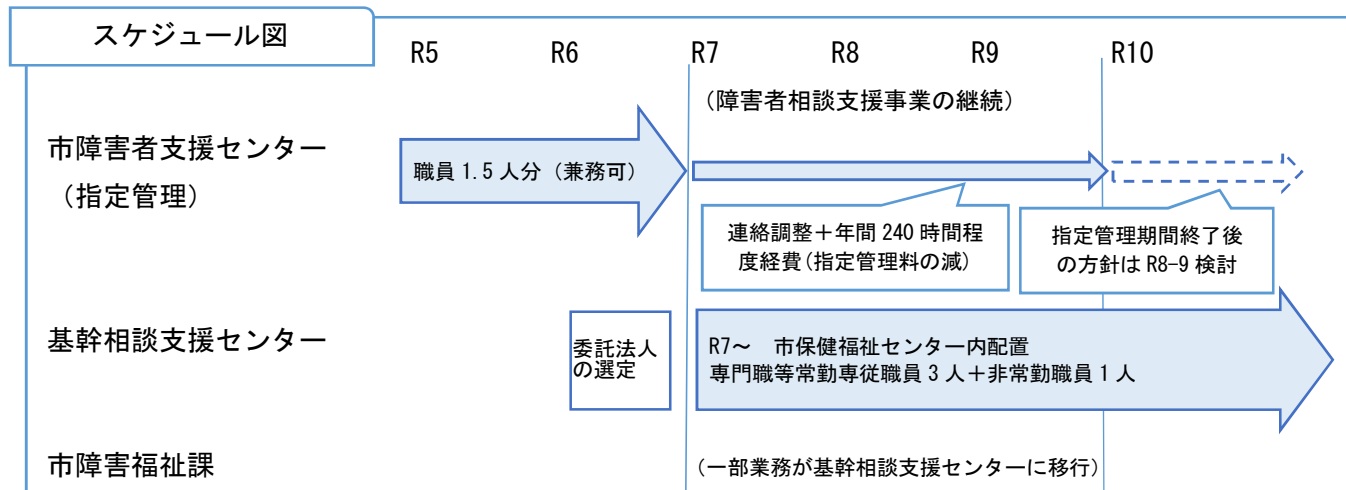
(2) 運営形態によるメリット・デメリットの検討 ●デメリット ◎メリット

	直 営	委 託
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の異動により、専門性の向上を継続的に図っていくことが困難 ●相談支援専門員については、豊富な経験を有する者の配置が必要であり、新たに採用が必要かつ、他課異動先がなく、人事が固定化する。 ●有資格職の応募が少なく採用が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ◎委託期間中は、専門職が基幹相談支援センターの業務に専従で従事するため、専門性の向上が図られる。 ◎特定相談支援事業等の実施法人に委託するため、障がい児者の支援の経験豊富な専任職員を速やかに配置できる。
相談窓口・他業務	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民は「市役所に相談」という感覚が根付いており、来庁者にスムーズに対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●委託でありかつ設置場所が市役所外である場合、市民が混乱するおそがれがあり、周知が必要 ⇒市役所内設置により、一定程度解決可能

3 設置までの課題と対応

- ・ 市役所内での場所確保、障害者支援センターでの相談機能の縮小、継続相談先の変更の周知をする期間が必要
- ・ 基幹相談支援センターに従事できる専門的人材の確保に時間がかかる。
⇒ 令和7年度からの開設とする。

1-3 スケジュール



【庁内手続き】

- ・ 令和5年度上半期 庁内方針の決定
- ・ 令和5年度下半期 障害福祉計画に設置を位置づけ・設置準備
- ・ 令和6年度 設置準備・事業者選定・関連予算の予算化
- ・ 令和7年度 基幹相談支援センターの設置

基幹相談支援センターの設置について（まとめ資料）

◎主となって実施 ○分担のうえ実施 △一部実施 ▲限定的な実施 -役割なし

白井市の障がい児者への相談支援体制		現状・課題		
		市	指定管理	
基幹相談支援センター業務	1 総合的・専門的な相談支援の実施	○ 行政事務との兼務・役割分担不明確・細やかな支援困難	○ 特定相談との兼務・役割分担不明確・細やかな支援困難	
	2 地域の相談支援体制の強化の取組	2-1 相談支援事業者への訪問等による専門的な指導、助言	▲ 相談が寄せられたケースのみ助言等	-
		2-2 相談支援事業者の人材育成の支援	▲ 自立支援協議会等主催の研修会等（限定的）	-
		2-3 相談機関との連携強化の取組（連携会議の開催等）	-	-
	3 地域移行・地域定着の促進の取組	3-1 施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	◎ 「にも包括」※の取り組み等により実施	△ 会議参加・運営協力
		3-2 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	△ 自立支援協議会の運営を通じて一部実施	-
		3-3 自立支援協議会の運営	◎ 会議運営・十分な取り組み困難	△ 会議参加・運営協力
	4 権利擁護・虐待の防止	4-1 成年後見制度利用支援事業の実施	◎ 個別相談対応実施	△ 一部事例において個別相談対応
		4-2 障害者等に対する虐待を防止するための取組	◎ 個別相談対応・虐待予防の周知啓発等実施・役割分担不明確	△ 一部事例において個別相談対応・役割分担不明確
	5 基幹相談支援センターの委託管理・後方支援・指導等		-	-
人員配置		上記業務常勤換算 1.2 人	上記業務 1.5 人（兼務） …相談支援専門員 ※計画件数制限あり	
実質支出見込額 (市負担額)	令和 7 年度	A	8,090,000	9,461,000
	令和 8 年度		8,090,000	9,680,000
	令和 9 年度		8,090,000	9,312,000
	令和 10 年度～		B	8,090,000
市負担額の合計・差額	指定管理期間（令和 7 年度～令和 9 年度）	A 計 52,723,000		
	令和 10 年度以降の単年度経費	B 17,790,000		

※ 「にも包括」…精神障害にも対応する地域包括ケアシステム（自立支援協議会の一部）として実施

基幹相談支援センター設置後					
市		指定管理		基幹相談支援センター	
▲	初回情報提供のみ・継続支援ケースは基幹につなぐ	▲	初回情報提供のみ・継続支援ケースは基幹につなぐ	◎	障がい児者に対する総合的・専門的な相談支援実施（ピアカウンセリング含む）
-		-		◎	訪問等により、積極的に相談支援専門員に指導、助言
-		-		◎	人材育成のための研修会、事例検討会、計画相談の点検等
-		-		◎	身体・知的相談員、民生委員、その他相談機関との連携会議等
△	会議参加・運営協力	-		◎	「にも包括」※の事務局・地域移行の普及啓発の積極的実施
-		-		◎	地域移行・定着を支える体制整備・地域障がい者の居場所の確保や情報提供等
△	会議参加・運営協力	△	会議参加・運営協力	◎	自立支援協議会の事務局（関係機関によるネットワーク構築・社会資源開発等）
▲	市長申立等市が行う業務のみ実施	▲	初回情報提供のみ・基幹につなぐ	◎	成年後見制度の利用に関する情報提供・個別ケース対応
○	虐待判定・立入調査等市が行う業務	▲	初回情報提供のみ・基幹につなぐ	◎	虐待の通報受付・解決や改善に向けた個別ケース対応
◎					
1.2 人→0.5 人分の人員を見込む。		相談支援専門員（兼務） ※人員基準設けず、計画件数制限不要		専門職等常勤専従 3 人 + 非常勤職員 1 人	
3,362,500		800,000		12,100,000※（委託料 2,200 万）	
3,362,500		800,000		12,100,000※（委託料 2,200 万）	
3,362,500		800,000		12,100,000※（委託料 2,200 万）	
3,362,500		0		12,540,000※（委託料 2,280 万）	
				A 計 48,787,500（現在の体制継続に比べて▲3,935,500）	
				B 15,902,500（現在の体制継続に比べて▲1,887,500）	

※ 基幹相談支援センターに要する経費のうち、45%の補助を見込む。

●課題・必要性

- 相談支援事業者の支援力の差があるが、人材育成・後方支援・スーパービジョンが不十分
- 全相談員が他の業務を兼ねながら対応しており、積極的なアウトリーチ・断らない支援・伴走型支援など、障がい児者に求められる細やかな相談支援が困難になりつつある。

●設置効果

- 相談支援事業者の支援力、質の向上が図られ、サービス利用者の安心につながる。
- 専従の専門職配置により、細やかな相談支援を実現し、障がい児者の相談支援体制の充実を図ることができる。

II 参考資料

II-1 県内の設置状況（令和4年10月1日現在）

- ・設置済市町村数 38市町村45か所 / 未設置市町村数 16か所
- ・県内45か所の運営方法 直営8か所・委託37か所 / 45か所中サテライト8か所
- ・県は、全市町村早期設置に向けて、未設置市町村に対して個別に働きかける方針

【他市運営形態・職員配置】

市町名	運営形態	常勤専従	常勤兼務	非常勤	常勤換算
印西市・栄町	委託1か所	6	1	5	9.9
佐倉市	委託2か所	8	1	1	9.3
鎌ヶ谷市	委託1か所	4	2	1	5.2
君津市	委託1か所	2	1	1	3.5
旭市	委託1か所	1	2	0	2

II-2 法的根拠・国の方針

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日・法律第123号）

（市町村の地域生活支援事業）

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業

→ 令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置が努力義務化（令和4年法改正）

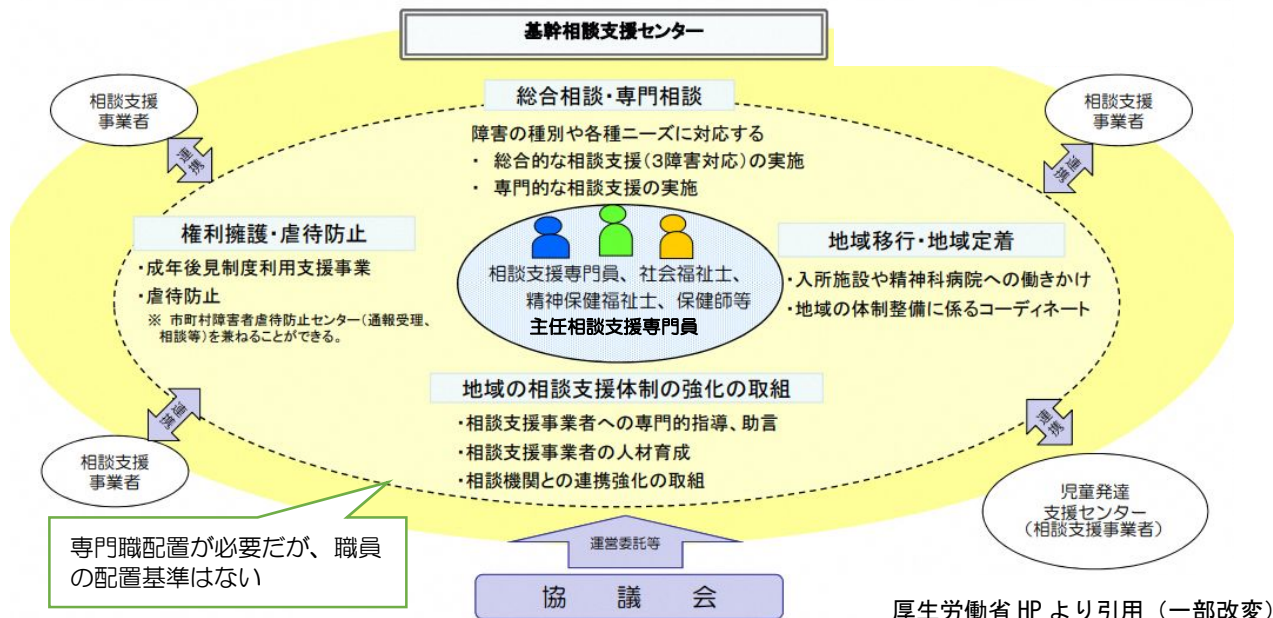
II-3 障害福祉サービス事業所・市民の意見

- 第7期障害福祉計画策定に伴う団体・事業者ヒアリングや白井市地域自立支援協議会においても、基幹相談支援センターの設置を望む意見が複数あった。一方で、事業所からは、現状でも市障害福祉課等に相談できる体制があることから、コストをかけてまで設置する必要があるのか、という意見も寄せられている。
- 障害者団体からは、権利擁護、医療的ケア児者支援、雇用問題などの取り組みを進めるため、基幹相談支援センターを設置してほしい旨の要望が提出されている。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

- 設置主体…（1）市町村 （2）市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業者を行う者又は特定相談支援事業者を行う者



基幹相談支援センターを設置した場合、下線部の機能が強化される。それ以外は、障害福祉課と指定管理者で分担しながら概ね機能を果たしてきたが、現在はI-1の課題がある。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
- ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会（以下「自立支援協議会」）の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

(4) 権利擁護・虐待の防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施
- ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組